

(表)

第1号様式（第6条関係）

戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録申込書

申込日 年 月 日

(宛先)
戸田市長

戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領第6条に基づき、協力事業者として登録申込みすると共に、以下の商品を返礼品等として提案します。また、申込みに当たっては、裏面の確認事項への承諾、及び戸田市が必要と認めたすべての税目の納付状況の調査への同意をいたします。

記

申込事業者（企業）名							
本社・本店所在地	〒	□□□	□□	—	□□□	□□□	□□□
連絡先住所 (本社・本店所在地と異なる場合のみ 記入)	〒	□□□	□□	—	□□□	□□□	□□□
事業者情報	事業者ホームページ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	HPアドレス (https://)						
事業者業種・業務内容							
代表者 職名・氏名	職名				氏名		
担当者 所属・氏名	所属				氏名		
電話番号							
FAX番号							
メールアドレス							

【添付書類】・「別紙1」又は「別紙1と同内容の書類」

・「別紙2」地場産品基準において③に該当する場合は「別紙2-1」および「別紙2-2」

※添付書類はお礼の品ごとに作成してください。

ふるさと納税返礼品等取扱いに係る確認事項

- (1) 当該申込書及びこれに係る提出資料に記載した事項は、すべて事実と相違ないこと。
- (2) 戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領に規定される募集要件を全て満たしていること。
- (3) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市及び委託業者へ報告すること。
- (4) 協力事業者は、戸田市のPRに積極的に努めること。
- (5) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報を、他の目的に使用できること。
- (6) 協力事業者は、本事業における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。
- (7) 市は、品質等に関する保証やクレーム対応については、一切責任を負わないこと。
- (8) 市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取扱いについて、予告なく取扱いを停止することがあること。
- (9) 返礼品等の取扱い開始時期については、返礼品等の採用が決定した後に、協力事業者、市及び委託事業者で調整を行うこと。

別紙1

商品（セット）名	ふりがな [Redacted]							
商品の内容（単品の場合は容量、セット品の場合は内訳、役務の場合は所要時間等）								
商品の価格（梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。）	円 ※寄附金額とは異なります。 寄附金額は、商品の価格を基に市で設定させていただきます。							
販売・発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定（ [Redacted] 月～ [Redacted] 月 限定期間） <input type="checkbox"/> 個数限定（ [Redacted] 個 限定期間）							
提供可能数	1日あたり（ ）個 ・ 制限なし							
賞味期限（消費期限）								
梱包サイズ	<input type="checkbox"/>	60cm	<input type="checkbox"/>	80cm	<input type="checkbox"/>	100cm	<input type="checkbox"/>	120cm
	<input type="checkbox"/>	140cm	<input type="checkbox"/>	160cm	<input type="checkbox"/>	200cm		
発送方法	<input type="checkbox"/>	常温	<input type="checkbox"/>	冷蔵	<input type="checkbox"/>	冷凍		
発送目数	申込から約（ ）目							
商品（セット）の説明 ※商品へのこだわりや、アピールポイント等について記入してください。								
地場産品基準（該当する□に✓） ※③に該当する場合、「工程表」および「証明書」を併せて提出してください。	<input type="checkbox"/> ①市内で生産された農産物等							
	<input type="checkbox"/> ②市内で原材料の主要な部分が生産されたもの →原材料名：（ ） →原材料全体のうち上記原材料が占める割合：（ % ）							
	<input type="checkbox"/> ③市内で返礼品等の製造、加工、企画・立案、その他の工程のうち主要な部分を行っているもの 商品製造場所： 商品製造事業者名：							
	<input type="checkbox"/> ④市内で提供される役務（サービス）							
	<input type="checkbox"/> ⑤その他（ ）							
アレルギー品目（特定原材料8品目）で該当するものに○	卵・乳成分・小麦・そば 落花生（ピーナッツ）・えび・かに・くるみ							
アレルギー品目（特定原材料に準ずるもの20品目）で該当するものに○	さけ（鮭）・さば・あわび・いか・いくら・牛肉・豚肉 鶏肉・ゼラチン・アーモンド・カシューなッツ・大豆 ごま・やまいも・オレンジ・キウイフルーツ・バナナ もも・りんご・マカダミアナッツ							
その他								

※返礼品等の画像、パンフレット等を併せて提出してください。

別紙2-1

年　月　日

(宛先)
戸田市長

事業者名 :	
所在地 :	
代表者職名 :	
代表者氏名 :	

●製品名・工程・付加価値割合

製品名				調達価格
	工程	実施場所	付加価値割合	価格
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合計（調達価格）		0%		円
<u>区域内で生じた価値割合・価格</u>		<u>0%</u>		円
区域外で生じた価値割合・価格		0%		円

●製品名・工程・付加価値割合

製品名				調達価格
	工程	実施場所	付加価値割合	価格
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合計（調達価格）		0%		円
<u>区域内で生じた価値割合・価格</u>		<u>0%</u>		円
区域外で生じた価値割合・価格		0%		円

別紙2-2

年 月 日

(宛先)
戸田市長

事業者名 :	
所在地 :	
代表者職名 :	
代表者氏名 :	

証明書

下記の製品については、戸田市の区域内における工程により、当該返礼品等の価値の過半が生じていることを証明します。

上記については、以下の算出方法（該当する算出方法に☑）により算出しています。

□ 総務大臣が定める標準的な算出方法

※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

四

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

三

当該返礼品等の区域内で生じた付加価値割合

%

□ その他の算出方法 ※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

当該返礼品等の製造・加工地（地方団体名又は国名）

Digitized by srujanika@gmail.com

一般販売価格

四

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

- ・当該返礼品等については、地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条）第8号イ～ハの返礼品等として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り扱う場合を除き、本証明書の提出先以外の都道府県又は市区町村の第3号の返礼品等として取り扱わないこと。
 - ・当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要な説明や資料提供等を行うこと。

対象返礼品等の名称